

こころ、はずむ、おいしさ。

エバラ

エバラ食品工業株式会社

第63期 定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日 ▶ 2021年3月31日

目次

▶ 株主総会招集ご通知	1
▶ 新型コロナウイルス感染拡大防止の 対応について	3
▶ 株主様交流会の実施終了について	3
▶ 議決権行使についてのご案内	4
▶ 株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役8名選任の件	
第2号議案 監査役3名選任の件	
▶ 事業報告	18
▶ 連結計算書類	46
▶ 計算書類	49
▶ 監査報告	52

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

開催日時

2021年6月25日(金曜日) 午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

横浜ロイヤルパークホテル
宴会棟3階 鳳翔の間

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号3

証券コード：2819

証券コード：2819

2021年6月4日

横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号

横浜アイマークプレイス

エバラ食品工業株式会社

代表取締役社長 森村剛士

株主各位

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、4～5ページの「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月25日(金曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時) |
| 2. 場 所 | 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号3
横浜ロイヤルパークホテル 宴会棟3階 鳳翔の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第63期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使なさった場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使なさった場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、定款第18条の規定に基づき、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面をご提出ください。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ① 連結注記表
 - ② 個別注記表したがいまして、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- (2) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト >>> <https://www.ebarafoods.com>

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主様ではない代理人及び同伴の方、お子様など、議決権を行使することができる株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。

お知らせ

当日ご出席の株主様へお配りしておりました「お土産」につきましては、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で中止とさせていただきますが、当日ご欠席の株主様、遠方の株主様との平等性も鑑み、本年以降につきましても取りやめとさせていただきますと、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のとおり対応させていただきます。
株主の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

1. 株主の皆様へのお願い

- ・ 本年は、書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。詳しい方法は、本招集ご通知の4～5ページをご参照ください。
- ・ 総会にご出席予定の株主様は、感染の状況、ご自身の体調にご留意のうえ、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。
- ・ ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠中の方はご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・ 当日は、会場入口にて非接触型検温器による検温を実施させていただきます。体調のすぐれない株主様のご入場をお断りすることがございますので予めご了承ください。
- ・ 当日は、会場設置のアルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用にご協力賜りますようお願いいたします。

2. 総会当日の当社の対応

- ・ ご出席の株主様への「お土産の配布」は、昨年より取りやめさせていただいております。
- ・ お飲み物の提供及び当社事業活動に関する展示については、本年も見合わせます。
- ・ 当社役員及び会場スタッフは、マスク着用のうえ対応させていただく場合がございます。
- ・ 時間短縮のため、事業報告を簡素化するほか、株主様のご質問はお一人1問までとさせていただきます。何とぞご了承ください。

その他、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ebarafoods.com>)にてお知らせいたします。

株主様交流会の実施終了について

株主様交流会は、2015年より一昨年まで5年にわたり、東京、横浜、大阪、名古屋において実施し、会社の紹介と役員との意見交換の場として一定の役割を果たしてきたと考えております。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で中止といたしましたが、本年以降の開催につきましても取りやめとさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

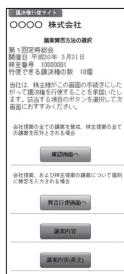
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

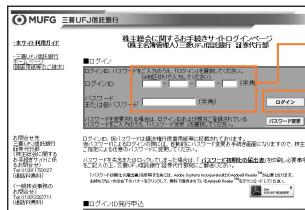
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

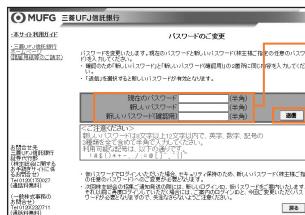
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役1名は2021年3月31日付で辞任により退任いたしました。つきましては、経営体制の強化のため現在の6名から2名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位及び担当 (重要な兼職の状況)	取締役会への 出席状況	
①	もりむら たけし 森村 剛士	代表取締役社長	100% (16/16回)	再任
②	たかい たかよし 高井 孝佳	代表取締役副社長 社長補佐及び特命担当 株式会社エバラCJフレッシュフーズ専務取締役	100% (16/16回)	再任
③	はんた まさゆき 半田 正之	取締役 コミュニケーション部門、品質保証部及び お客様相談室担当 兼 コミュニケーション本部長	100% (16/16回)	再任
④	はんざわ ひさと 半沢 尚人	取締役 クリエイティブ部門及び製造部門担当	100% (16/16回)	再任
⑤	よしだ やすひろ 吉田 泰弘	執行役員 経営統括部門及びSCM部門担当		新任
⑥	こんどう やすひろ 近藤 康弘	上席執行役員 営業部門担当		新任
⑦	あかほり ひろみ 赤堀 博美	社外取締役 赤堀料理学園校長 日本女子大学家政学部食物学科非常勤講師 十文字学園女子大学人間生活学部食物栄養学科 及び健康栄養学科非常勤講師 日本フードコーディネーター協会常任理事	100% (16/16回)	再任 社外 独立
⑧	かんの ゆたか 菅野 豊	社外取締役 公認会計士 税理士 菅野公認会計士事務所代表 双葉監査法人統括代表社員	100% (16/16回)	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

候補者番号/氏名

1

もり むら たけ し
森村剛士

生年月日：1979年9月28日
所有する当社の株式数：35,860株

再任

❖ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2005年11月 当社入社
2012年 4月 執行役員 開発部門担当 兼 開発本部長
2012年 6月 取締役 開発部門担当 兼 開発本部長
2013年 4月 取締役 業務用営業部門及び海外事業部門担当
荏原食品（上海）有限公司董事長
2015年 4月 常務取締役 業務用営業部門担当
2018年 4月 専務取締役 家庭用営業部門及び業務用営業部門担当
2020年 4月 代表取締役社長 家庭用営業部門及び業務用営業部門担当
2021年 4月 代表取締役社長（現）

取締役候補者とした理由

森村剛士氏は、当社の海外現地法人である荏原食品（上海）有限公司における勤務を経て、当社において海外事業部門及び経営企画部門の経験を有しております。2012年の取締役就任以降、家庭用営業部門、業務用営業部門、海外事業部門及び開発部門の管掌を歴任し、社内外の幅広いネットワークと多様な経験で培った優れた経営感覚により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しております。中長期的な企業価値向上のため、経営課題に戦略的、組織的に対処でき、かつ今後の時代変化に向け、新たな視点を持つ経営を担える人材として、2020年より代表取締役社長に就任し、当社の経営を担っております。これらのことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号/氏名

2

たか い たか よし
高井孝佳

生年月日：1963年6月13日
所有する当社の株式数：25,625株

再任

❖ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1986年4月 株式会社横浜エージェンシー（現株式会社横浜エージェンシー&コミュニケーションズ）入社
- 1988年4月 株式会社エバラコーポレーション入社
- 2000年1月 当社入社
- 2004年4月 広報室長
- 2007年4月 経営企画室長
- 2007年10月 執行役員 経営企画本部長
- 2009年4月 執行役員 経営統括本部 副本部長
- 2011年4月 執行役員 経営統括部門担当
- 2011年6月 取締役 経営統括部門担当
- 2012年4月 専務取締役 経営企画部門及びマーケティング部門担当
- 2015年4月 専務取締役 経営企画部門、チルド営業部門及び海外事業部門担当
- 2018年4月 取締役副社長 社長補佐、チルド営業部門及び海外事業部門担当
- 2019年4月 取締役副社長 社長補佐、チルド営業部門及びSCM部門担当
株式会社エバラCJフレッシュフーズ専務取締役（現）
- 2020年4月 取締役副社長 社長補佐、海外事業部門及びSCM部門担当
- 2021年4月 代表取締役副社長 社長補佐及び特命担当（現）

取締役候補者とした理由

高井孝佳氏は、当社グループ会社における海外事業等の経験に加え、当社において経営企画部門及び管理部門を中心とした豊富な経験を有しております。2011年の取締役就任以降、主に経営企画部門及び海外事業部門の管掌を歴任、2018年からは副社長として、また2021年からは代表取締役副社長として、経営全般において社長を補佐し、その幅広い経験と高い専門性により、多様な経営課題への対処を積み重ねるとともに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しております。これらのことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号/氏名

3
はん だ まさ ゆき
半田正之

生年月日：1963年12月29日
所有する当社の株式数：7,572株

再任

❖ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月 当社入社
2008年 4月 製造部長
2010年 4月 業務用商品開発部長
2011年 4月 中央研究所長
2015年 4月 管理本部 副本部長
2015年 6月 執行役員 管理本部長
2017年 4月 執行役員 製造本部長
2018年 4月 執行役員 製造部門及び管理部門担当 兼 製造本部長
2018年 6月 取締役 製造部門及び管理部門担当 兼 製造本部長
2019年 4月 取締役 経営企画部門、製造部門及び管理部門担当
2021年 4月 取締役 コミュニケーション部門、品質保証部及びお客様相談室担当
兼 コミュニケーション本部長（現）

取締役候補者とした理由

半田正之氏は、当社において製造部門及び管理部門を中心とした豊富な経験のほか、研究部門にて研究所長を務めた経験も有しております。長年の経験で培われた生産管理や研究開発に関する高い専門性と経営管理全般に関する幅広い知見により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しております。これらのことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号/氏名

4

はんざわ ひさと
半沢尚人

生年月日：1966年3月14日
所有する当社の株式数：12,072株

再任

❖ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1988年4月 当社入社
2012年4月 栃木工場 副工場長
2013年4月 栃木工場長
2014年4月 津山工場長
2015年4月 執行役員 経営企画本部長
2017年1月 台湾荏原食品股份有限公司董事
2017年4月 荏原食品（上海）有限公司董事
2018年4月 執行役員 経営企画部門、品質保証部及びお客様相談室担当 兼 経営企画本部長
荏原食品香港有限公司Director
2018年6月 取締役 経営企画部門、品質保証部及びお客様相談室担当 兼 経営企画本部長
2018年8月 EBARA SINGAPORE PTE. LTD. Director
2019年4月 取締役 海外事業部門、マーケティング部門、研究部門、品質保証部 及びお客様相談室担当 兼 研究本部長
2020年4月 取締役 マーケティング部門、研究開発部門、品質保証部及び お客様相談室担当 兼 マーケティング本部長
2021年4月 取締役 クリエイティブ部門及び製造部門担当（現）

取締役候補者とした理由

半沢尚人氏は、当社グループ会社における営業経験をはじめ、研究部門及び経営企画部門を中心とした豊富な経験を有するほか、製造部門にて当社主力工場の工場長を歴任しております。研究開発や製造等のモノづくりに関する深い理解に加え、国内外の事業運営に関する幅広い知見により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しております。これらのことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号/氏名

5
よし だ やす ひろ
吉田泰弘

生年月日：1959年11月6日
所有する当社の株式数：17,300株

新任

◇ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 4月 当社入社
2009年 4月 経営統括本部 経理部長
2011年 4月 経営統括本部 経営企画室長
2012年 4月 経営企画本部 経営企画部長
2014年 4月 経営企画本部 情報システム室長
2015年 4月 管理本部 情報システム室長
2016年 4月 管理本部 人事部長
2017年 4月 執行役員 管理本部長
2021年 4月 執行役員 経営統括部門及びSCM部門担当（現）

取締役候補者とした理由

吉田泰弘氏は、当社において主に経営企画部門及び管理部門を中心とした豊富な経験を有し、執行役員として管理本部長を務めてまいりました。長年の経験で培われた財務管理や経営管理に関する高い専門性と幅広い知見により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化への貢献が期待できることから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号/氏名

6
こん どう やす ひろ
近藤康弘

生年月日：1961年4月10日
所有する当社の株式数：11,000株

新任

◇ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年 3月 当社入社
2009年 4月 名古屋支店長
2011年 4月 執行役員 営業本部 副本部長
2012年 4月 執行役員 営業部門担当
2012年 6月 取締役 営業部門担当
2013年 4月 取締役 家庭用営業部門担当
2015年 4月 取締役上席執行役員 マーケティング本部長
2015年 6月 上席執行役員 マーケティング本部長
2020年 4月 上席執行役員 家庭用営業本部長
2021年 4月 上席執行役員 営業部門担当（現）

取締役候補者とした理由

近藤康弘氏は、当社において営業部門を中心とした豊富な経験のほか、マーケティング部門にて上席執行役員として、マーケティング本部長を務めた経験も有しております。営業に関する高い専門性とマーケティング全般に関する幅広い知見により、取締役会の意思決定及び監督機能の強化への貢献が期待できることから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号/氏名

7

あかほりひろみ
赤堀博美

生年月日：1965年9月20日
所有する当社の株式数：1,800株

再任

社外取締役候補者

独立役員

❖ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1989年 3月 管理栄養士免許取得
- 1991年 4月 赤堀料理学園副校長
- 2001年 4月 日本女子大学家政学部食物学科非常勤講師（現）
- 2002年 5月 日本フードコーディネーター協会理事
- 2003年 4月 農林水産省ごはん食推進テレビ委員
- 2007年 4月 日本フードコーディネーター協会副会長
- 2008年 4月 赤堀料理学園校長（現）
- 2014年 6月 当社社外取締役（現）
- 2015年 4月 十文字学園女子大学人間生活学部食物栄養学科非常勤講師（現）
- 2015年 5月 日本フードコーディネーター協会常任理事（現）
- 2017年 4月 十文字学園女子大学人間生活学部健康栄養学科非常勤講師（現）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

赤堀博美氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は管理栄養士及びフードコーディネーターとしての豊富な知見を有しており、かつ学校経営者としての専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

招集（通知）

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号/氏名

◇ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

8

かんの
菅野
ゆたかの
豊

生年月日：1964年5月4日
所有する当社の株式数：5,500株

再任

社外取締役候補者

独立役員

1991年10月 井上斎藤英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
1995年 8月 公認会計士登録
1995年 9月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）退所
1995年10月 菅野公認会計士事務所設立 代表（現）
1995年10月 監査法人三優会計社（現三優監査法人）入所（非常勤）
1996年 9月 税理士登録
2005年 5月 三優監査法人退所
2008年 8月 双葉監査法人代表社員
2013年 6月 当社社外監査役
2015年 6月 当社社外取締役（現）
2020年 9月 双葉監査法人統括代表社員（現）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

菅野豊氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士及び税理士としての豊富な経験並びに経営者としての経験を有しており、当該知見を活かして特に財務及び会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項
- (1) 赤堀博美氏及び菅野豊氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって赤堀博美氏が7年、菅野豊氏が6年となります。
 - (2) 当社は、赤堀博美氏及び菅野豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 - (3) 当社は、赤堀博美氏及び菅野豊氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。赤堀博美氏及び菅野豊氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告32ページの「③役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位 (重要な兼職の状況)	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況			
①	かなや ひろし 金谷 浩史	常勤社外監査役	100% (16/16回)	100% (14/14回)	再任	社外	独立
②	おだしまきよじ 小田嶋清治	社外監査役 税理士 小田嶋清治税理士事務所所長 株式会社ブイキューブ社外監査役	100% (16/16回)	100% (14/14回)	再任	社外	独立
③	あおと まさなり 青戸 理成	社外監査役 弁護士 鳥飼総合法律事務所パートナー 最高裁判所司法研修所民事弁護教官	100% (16/16回)	100% (14/14回)	再任	社外	独立

再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

候補者番号/氏名

1
かな や ひろ し
金谷浩史

生年月日：1964年7月2日
所有する当社の株式数：2,000株

再任

社外監査役候補者

独立役員

❖ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1987年 4月 株式会社横浜銀行入行
2013年10月 同行 町田支店長
2015年 4月 同行 執行役員 藤沢中央支店長 兼 湘南・小田原ブロック営業本部長
2017年 3月 同行 退職
2017年 4月 横浜振興株式会社 顧問
2017年 6月 当社常勤社外監査役（現）

社外監査役候補者とした理由

金谷浩史氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関における長年の業務経験に基づく財務の専門的な知識はもとより、経済及び社会に関する高い見識を、社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。

候補者番号/氏名

2
お だ し ま き よ し
小田嶋清治

生年月日：1947年12月18日
所有する当社の株式数：一株

再任

社外監査役候補者

独立役員

❖ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1966年 4月 仙台国税局総務部総務課入局
1990年 7月 大蔵省（現財務省）主税局国際租税課課長補佐
1998年 7月 茂原税務署長
2001年 7月 東京国税局調査第一部国際調査課長
2003年 7月 東京国税局課税第二部法人課税課長
2004年 7月 国税庁調査査察部調査課長
2006年 7月 仙台国税局長
2007年 8月 税理士登録
2007年 9月 小田嶋清治税理士事務所設立 所長（現）
2010年 6月 ユアサ商事株式会社社外監査役
2012年 9月 株式会社ブイキューブ社外監査役（現）
2013年 6月 当社社外監査役（現）

社外監査役候補者とした理由

小田嶋清治氏を社外監査役候補者とした理由は、財務省及び国税局における勤務経験並びに税理士としての豊富な経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号/氏名

❖ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

3

あおとまさなり
青戸理成生年月日：1974年9月20日
所有する当社の株式数：3,400株

再任

社外監査役候補者

独立役員

2003年10月 弁護士登録
 2003年11月 鳥飼総合法律事務所入所
 2006年2月 日本弁護士連合法曹養成対策室嘱託
 2010年4月 島根大学大学院法務研究科特任准教授
 2011年4月 司法試験予備試験考査委員（商法）
 2011年8月 島根大学大学院法務研究科准教授
 2012年4月 日本弁護士連合法曹養成対策室嘱託
 2013年6月 当社社外監査役（現）
 2014年1月 鳥飼総合法律事務所パートナー（現）
 2017年4月 島根大学大学院法務研究科特任准教授
 2018年4月 島根大学学術研究院人文社会科学系特任准教授
 2019年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官（現）

社外監査役候補者とした理由

青戸理成氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役候補者に関する特記事項
- (1) 金谷浩史氏、小田嶋清治氏及び青戸理成氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって金谷浩史氏が4年、小田嶋清治氏が8年、青戸理成氏が8年となります。
 - (2) 当社は、小田嶋清治氏及び青戸理成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が社外監査役に就任した場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、金谷浩史氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。なお、独立性につきましては、後記「（ご参考）社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。
 - (3) 当社は、金谷浩史氏、小田嶋清治氏及び青戸理成氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。金谷浩史氏、小田嶋清治氏及び青戸理成氏の再任が承認された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告32ページの「③役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要」に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

社外役員が高い独立性を有していると判断するにあたっては、法令及び東京証券取引所が定める諸規則のほか、当該社外役員が以下のいずれの項目にも該当しないことを要する。

- (i) 当社を主要な取引先とする者又はその法人等(*1)の業務執行者（「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者又はそれに相当する者をいう。以下同じ。）
- (ii) 当社の主要な取引先又はその法人等(*2)の業務執行者
- (iii) 当社から役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士その他コンサルタント等の専門的サービス提供者（当該専門的サービス提供者が法人等である場合は、当該法人等に属する者）(*3)
- (iv) 当社から一定額を超える寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者）(*4)
- (v) 上記(i)から(iv)までに掲げる者の二親等内の親族

- (注) *1 直近事業年度及びそれに先行する3事業年度において当社グループから1億円又はその者（又は法人等）の年間連結売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える支払を受けた者（又は法人等）をいう。
- *2 直近事業年度及びそれに先行する3事業年度において当社グループとの取引額が1億円又は当社の年間連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者（又は法人等）をいう。
- *3 専門的サービス提供者が個人の場合は、直前事業年度において当社グループからの役員報酬以外に1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている者をいう。専門的サービス提供者が法人等の場合は、直前事業年度において当社グループから1億円又はその法人等の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている法人等に所属する者をいう。
- *4 直前事業年度において当社グループから1,000万円又はその者（又は法人等）の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている者（又は法人等）をいう。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大による影響が長期化するなか、各種政策の効果や海外経済の改善により、持ち直しの動きがみられたものの、国内感染者数の急激な増加により、2021年1月には再び緊急事態宣言が発令される等、景気の先行きは依然として不透明な状態が続いております。

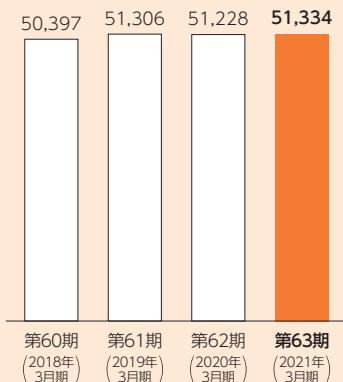
当社グループは、国内市場における超高齢化、世帯人数の減少、共働き世帯の増加、人口減、社会の成熟化に伴うニーズの多様化に加え、デジタルテクノロジーの進展、ミレニアル世代等の新たな消費者層の拡大、アジアの成長や経済のグローバル化等、国内外の事業環境が大きく複雑に変化するなか、新価値創造による強い企業成長を目指すため2019年度から2023年度までの5カ年の中期経営計画「Unique 2023 ～エバラらしさの追究～」を推進しております。基本とする戦略方針を「コア事業による収益強化と戦略事業の基盤確立」「“エバラらしく＆面白い”ブランドへの成長」と定め、企業成長に向けたチャレンジを継続し、エバラの独自性、面白さに磨きをかけて、当社グループの根幹を支えるコア事業の収益拡大を図ってまいります。また、将来の成長ドライバーとなる戦略事業を推進し、国内外で新たな需要、市場を開拓することで、事業規模の拡大とエバラブランドの育成を図ってまいります。「Unique 2023」の第1フェーズ（2019～20年度）におきましては、当初想定していた国内外の環境変化に新型コロナウイルス感染症の影響が加わったなか、市場変化に応じた機動的な対応やコミュニケーションの進化を通じた多様な価値創造を推進し、『黄金の味』の売上伸長、ポーション調味料の市場拡大、業務用事業の環境変化への対応及び戦略事業の基盤確立に向けた取り組みの強化を進めてまいりました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は、513億34百万円（前期比0.2%増）となりました。主な要因としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により家庭内喫食率が増加するなか、需要の変動に適切対応し、安定供給に努めた家庭用商品の売上伸長が挙げられます。なかでも、鍋物調味料群に含まれる『プチッと鍋』や『なべしゃぶ』が調理の手軽さや利便性を訴求したテレビCMに合わせて店頭露出を強化したことに加え、年間定番化に向けた施策による春夏の販売機会の拡大もあり、前期売上高を上回る結果となりました。

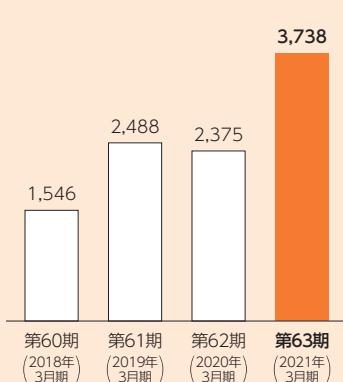
利益面につきましては、商品構成の変化等による売上原価率の低減に加え、当社グループにおける感染防止対策の引き続きの徹底により、一部経費が未使用となった影響もあり、営業利益は36億27百万円（前期比57.0%増）、経常利益は37億38百万円（前期比57.4%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、25億6百万円（前期比69.0%増）となりました。

<ご参考> 連結決算ハイライト

◎ 売上高 (単位：百万円)



◎ 経常利益 (単位：百万円)



◎ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



● 財産及び損益の状況

区 分		第60期 (2018年3月期)	第61期 (2019年3月期)	第62期 (2020年3月期)	第63期 (2021年3月期)
売上高	(百万円)	50,397	51,306	51,228	51,334
経常利益	(百万円)	1,546	2,488	2,375	3,738
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,174	1,649	1,482	2,506
1株当たり当期純利益	(円)	112.87	158.43	142.27	247.40
総資産	(百万円)	35,544	38,149	37,507	40,319
純資産	(百万円)	23,485	24,624	25,475	27,062
1株当たり純資産額	(円)	2,256.32	2,364.71	2,460.36	2,703.62

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

事業におけるセグメントの概況は、以下のとおりであります。

セグメント別売上高

(単位：百万円)

食品事業



家庭用商品



業務用商品



食品事業

売上高 434 億 45 百万円 (前期比0.1%増▲)

食品事業の売上高は434億45百万円（前期比0.1%増）となりました。

家庭用商品

売上高 367 億 75 百万円 (前期比6.5%増▲)

家庭用商品は前期売上高を上回りました。

家庭用商品におきましては、年間を通じた需要の急変動に対応し、販売機会の獲得に努めたことにより、前期水準を上回って推移いたしました。

▶肉まわり調味料群

売上高 162 億 20 百万円 (前期比4.6%増▲)

肉まわり調味料群につきましては、『黄金の味』が前期に発売した「さわやか檸檬」の売上貢献に加え、2021年2月に発売した新テイスト「旨にんにく」のテレビCMやWEB・SNS等のコミュニケーション施策と併せ、豊富な商品ラインアップを活かして店頭露出を高めたことにより、売上高は162億20百万円（前期比4.6%増）となりました。

▶ 鍋物調味料群

売上高 137 億 51 百万円 (前期比15.9%増▲)

鍋物調味料群につきましては、『プチッと鍋』や『なべしゃぶ』の貢献に加え、『すき焼のたれ』の内食需要に合わせた汎用メニュー提案等が奏功したことにより、売上高は137億51百万円(前期比15.9%増)となりました。

▶ 野菜まわり調味料群

売上高 41 億 23 百万円 (前期比3.7%減▼)

野菜まわり調味料群につきましては、需要期となる第2四半期(7~9月)の野菜価格が高騰したこと等により『浅漬けの素』の売上が低調に推移し、売上高は41億23百万円(前期比3.7%減)となりました。

▶ その他群

売上高 26 億 80 百万円 (前期比7.4%減▼)

その他群につきましては、商品の手軽さや利便性の訴求を通じて、うどんつゆ(ストレート)メーカーシェアNo.1※を獲得した『プチッとうどん』や2021年2月にブランドリニューアル及び商品ラインアップの拡充を行った『横濱舶来亭カレーフレーク』が好調に推移したものの、当期より販売機能を移管したチルド商品の売上が連結対象外となった影響のカバーには至らず、売上高は26億80百万円(前期比7.4%減)となりました。

以上の結果、家庭用商品全体の売上高は367億75百万円(前期比6.5%増)となりました。

(※出典：日経POS情報 2020年1月~2020年12月)

業務用商品

売上高 66 億 69 百万円 (前期比24.7%減▼)

業務用商品は前期売上高を下回りました。

外食産業において、一時政府による景気喚起策等もあり回復基調に推移していたものの、再度の感染拡大に伴う外出自粛要請により来店客数が低下したことに加え、海外事業においても、感染症対策による営業活動の制限等が影響し、肉まわり調味料群、スープ群及びその他群ともに売上が低調に推移した結果、業務用商品全体の売上高は66億69百万円(前期比24.7%減)となりました。

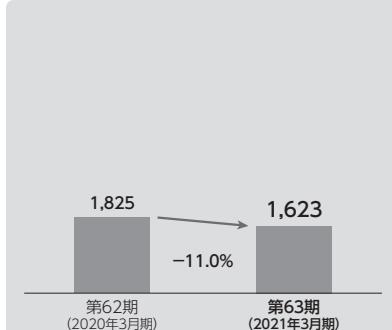
セグメント別売上高

(単位：百万円)

物流事業



その他事業



物流事業

売上高 62 億 65 百万円 (前期比4.4%増▲)

物流事業は前期売上高を上回りました。

既存顧客の倉庫保管需要の取り込みにより取引を伸長させたほか、家庭向け商品を扱う食品メーカーを中心に配送取扱量の増加に努めた結果、物流事業の売上高は62億65百万円（前期比4.4%増）となりました。

その他事業

売上高 16 億 23 百万円 (前期比11.0%減▼)

その他事業は前期売上高を下回りました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、広告宣伝事業がイベント中止等の影響を受けたほか、人材派遣事業において試食販売員の派遣機会の低下等が響き、その他事業の売上高は16億23百万円（前期比11.0%減）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループは、生産効率の向上に対応するため、当連結会計年度は生産設備を中心に全体で11億64百万円の設備投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2019年度から2023年度までの5カ年の中期経営計画「Unique 2023～エバラらしさの追究～」を推進しております。

国内市場における超高齢化、世帯人数の減少、共働き世帯の増加、人口減、社会の成熟化に伴うニーズの多様化に加え、デジタルテクノロジーの進展、ミレニアル・Z世代等の新たな顧客層の拡大、アジアの成長や経済のグローバル化等、国内外の事業環境は大きく複雑に変化しております。中期経営計画「Unique 2023」では、さらに激しく変化する事業環境において、新価値創造による強い企業成長を目指すため、基本戦略を「コア事業による収益強化と戦略事業の基盤確立」「“エバラらしく&面白い”ブランドへの成長」と決めました。

当社グループは、このような環境変化に迅速かつ的確に対応していくために、チャレンジ精神を持ち、自発的に価値を生み出し続ける人材が必要不可欠だと考えております。企業成長に向けたチャレンジを継続し、エバラの独自性、面白さに磨きをかけて、当社グループの根幹を支えるコア事業（食品事業の家庭用事業、物流事業、広告宣伝事業、人材派遣事業）の収益拡大を図ってまいります。また、将来の成長ドライバーとなる戦略事業（食品事業の業務用事業・海外事業・チルド事業・コンビニエンスストア及びECへの取り組み等）を推進し、国内外で新たな需要市場を開拓することで、事業規模の拡大とエバラブランドの育成を図ります。

なお、業務用事業の事業区分に関して、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、外食を取り巻く環境や人々の消費行動に変化が見られるなか、当事業の変革を通じて、エバラブランドの更なる成長の機会に繋げていくため、第2フェーズのスタートとなる2021年度より、コア事業から戦略事業へと変更しております。

「Unique 2023」の第2フェーズ（2021～22年度）においては、当初想定していた国内外の環境変化に新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、一層変化する事業環境を踏まえ、以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 基幹品の収益力強化と生活に寄り添う商品の開発
 - ・重点販売商品として、『黄金の味』、ポーション調味料の販売規模の維持拡大を図ります。
 - ・基幹品のブランド価値を高め、収益力強化を図ります。
 - ・これからの生活者の価値観や環境に寄り添った商品・サービスの開発を推進します。
- ② 外部環境の変化に対応した収益モデルの構築と事業基盤の確立
 - ・市場変化に応じた商品の選択と集中、及び販路の拡大を図ります。
 - ・国内外のR＆D・生産管理体制の整備を通じて、事業基盤を強化します。
 - ・グループ全体のシナジーを高めるため、事業ポートフォリオの最適化と経営資源の再配分を進めます。
- ③ エバラブランドの成長
 - ・継続的な人事制度改革に取り組み働きやすい職場環境を整えるとともに、チャレンジ精神と自発的成長の文化を醸成し、Uniqueな人材を育成します。
 - ・モノづくりプロセスにおける付加価値の最大化を推進し、攻めと守りの製品戦略により、市場へのアプローチの機会を拡げてまいります。
 - ・デジタルコミュニケーションをより一層進め、エバラブランドとお客様の接点を拡大します。
 - ・サプライチェーン全体の最適化とデジタルトランスフォーメーションやSDGsへの取り組みを含む持続可能性への対応を推進します。

(3) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループの事業内容は、食品事業、物流事業及びその他事業のセグメントに分かれております。

食品事業においては、調味料食品の製造及び販売を行っております。物流事業においては、倉庫事業及び貨物運送取扱事業を行っております。その他事業においては、広告宣伝事業、人材派遣事業等を行っております。

セグメント	主要な商品又は役務	売上構成比
食品事業	家庭用・業務用のたれ、調味料及びその他の食品	84.6%
物流事業	倉庫・貨物運送取扱	12.2%
その他事業 (広告宣伝、人材派遣等)	広告宣伝、人材派遣 他	3.2%

(参考：家庭用・業務用商品群別)

セグメント	区分	商品群	主要な商品又は役務	売上構成比
食品事業	家庭用商品	肉まわり調味料群	黄金の味、焼肉のたれ、おろしのたれ、生姜焼のたれ 他	31.6%
		鍋物調味料群	すき焼のたれ、キムチ鍋の素、プチッと鍋 他	26.8%
		野菜まわり調味料群	浅漬けの素 他	8.0%
		その他群	横濱舶来亭カレーフレーク 他	5.2%
	業務用商品	肉まわり調味料群	黄金の味、焼肉のたれ、やきとりのたれ 他	4.6%
		スープ群	ラーメンスープ、がらスープ、冷凍がら十五分湯 他	4.6%
その他群		浅漬けの素、丼のたれ、マドラスカレー湿潤 他	3.8%	
物流事業	倉庫・貨物運送取扱			12.2%
その他事業	広告宣伝事業、人材派遣事業等		広告宣伝、人材派遣 他	3.2%

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社横浜エージェンシー&コミュニケーションズ	15百万円	100%	広告宣伝、人材派遣等
株式会社エバラ物流	45百万円	100%	倉庫・貨物運送取扱
荏原食品（上海）有限公司	9百万米ドル	100%	調味料等の製造販売
荏原食品香港有限公司	5百万香港ドル	100%	調味料等の販売
台灣荏原食品股份有限公司	15百万台湾ドル	100%	調味料等の販売
EBARA SINGAPORE PTE. LTD.	650千シンガポールドル	100%	調味料等の販売

- (注) 1. その他に当社の持分法適用会社は1社（株式会社エバラCJフレッシュフーズ）となっております。
 2. 2021年6月にEBARA FOODS (THAILAND) CO., LTD. を設立予定です。（当社の出資比率：100%（子会社を通じて間接保有）、主な事業内容：調味料等の製造販売）

(5) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

本社	横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号 横浜アイマークプレイス
支店	札幌、仙台、関東（さいたま市）、東京・首都圏業務用営業部・業務用広域統括部（横浜市）、名古屋、大阪、中四国（広島市）、福岡
営業所	盛岡、新潟、静岡、北陸（金沢市）、高松、岡山、沖縄
工場	栃木（さくら市）、群馬（伊勢崎市）、津山（岡山県津山市）
研究所	研究所（神奈川県足柄上郡）、テクニカルセンター（横浜市）

② 子会社の主要な営業所

株式会社横浜エージェンシー&コミュニケーションズ （本社：横浜市西区）	保険調剤薬局：埼玉県狭山市、東京都町田市、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、横浜市、東京都練馬区、東京都西多摩郡
株式会社エバラ物流 （本社：横浜市西区）	物流拠点：栃木県さくら市、栃木県宇都宮市、千葉県野田市、川崎市、大阪府東大阪市、岡山県津山市
荏原食品（上海）有限公司 （本社：中国上海市松江区）	営業所：上海市普陀区
荏原食品香港有限公司 （本社：香港荃灣橫龍街）	—
台灣荏原食品股份有限公司 （本社：台湾台北市大同區）	—
EBARA SINGAPORE PTE. LTD. （本社：シンガポール共和国）	—

(6) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	使用人数	前連結会計年度末比増減
食品事業	639 (162) 名	1名減 (5名増)
物流事業	77 (17) 名	3名増 (3名減)
その他事業	15 (9) 名	－ (1名減)
全社 (共通)	27 (3) 名	3名増 (－)
合計	758 (191) 名	5名増 (1名増)

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、契約社員、嘱託社員及びパート社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
534 (134) 名	2名増 (5名増)	40歳11ヶ月	17年6ヶ月

- (注) 使用人数は従業員数であり、契約社員、嘱託社員及びパート社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 25,222,400株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,468,710株 |
| ③ 株主数 | 7,257名 |
| ④ 単元株式数 | 100株 |

⑤ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
KMST HOLDINGS 株式会社	3,497,600	34.83
エバラ食品工業株式会社従業員持株会	480,800	4.78
株式会社横浜銀行	360,000	3.58
株式会社榎本武平商店	230,000	2.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	192,400	1.91
東洋製罐グループホールディングス株式会社	130,000	1.29
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	88,142	0.87
今井文子	84,080	0.83
日本生命保険相互会社	84,000	0.83
横浜冷凍株式会社	70,000	0.69

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除のうえ計算し、小数第3位を切り捨てて表示しております。なお、当社の保有する自己株式は427,100株です。

2. 次の株式は、自己株式に含めておりません。

役員向け株式交付信託の導入に伴い、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に割当てた株式のうち、2021年3月31日現在で同信託に残存する31,942株

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	3,550	5
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 1. 当社は、業績連動型株式報酬制度を導入しております。制度の概要につきましては、33ページの「⑤イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

2. 社外取締役及び監査役は、業績連動型株式報酬制度の対象としておりません。

3. 上記は、2021年3月31日をもって辞任した取締役1名に対して交付された株式も含めて記載しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

当社は、2020年8月5日、会社法第370条（取締役会の決議に代わる書面決議）により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、以下のとおり取得いたしました。

イ. 自己株式取得を行った理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

ロ. 取得の内容

a. 取得した株式の種類	当社普通株式
b. 取得した株式の総数	352,000株
c. 株式の取得価額の総額	787,072,000円
d. 取得した日	2020年8月6日
e. 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

② 株式報酬制度に係る第三者割当による自己株式の処分

当社は、2020年11月13日開催の取締役会において、2017年8月28日に導入した当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象とした業績連動型株式報酬制度について、受託者が当社株式を追加取得するための金銭を当社が追加信託することを決定するとともに、株式報酬として自己株式を処分することを決議し、以下のとおり処分いたしました。

イ. 自己株式処分を行った理由

当社は、当社取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度の導入を決議し、現在に至るまで本制度を継続しております。

□. 処分の内容

- | | |
|---------------|--|
| a. 処分した株式の種類 | 当社普通株式 |
| b. 処分した株式の総数 | 22,000株 |
| c. 株式の処分価額の総額 | 51,678,000円 |
| d. 処分した日 | 2020年11月30日 |
| e. 処分先 | 三井住友信託銀行株式会社（信託口）
（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口）） |
| f. その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	宮 崎 遵	
代表取締役社長	森 村 剛 士	家庭用営業部門及び業務用営業部門担当
取締役副社長	高 井 孝 佳	社長補佐、海外事業部門及びSCM部門担当 株式会社エバラCJフレッシュフーズ専務取締役
取締役	半 田 正 之	経営企画部門、製造部門及び管理部門担当
取締役	半 沢 尚 人	マーケティング部門、研究開発部門、品質保証部及び お客様相談室担当 兼 マーケティング本部長 荏原食品（上海）有限公司董事 荏原食品香港有限公司Director 台湾荏原食品股份有限公司董事 EBARA SINGAPORE PTE. LTD. Director
取締役	赤 堀 博 美	赤堀料理学園校長 日本女子大学家政学部食物学科非常勤講師 十文字学園女子大学人間生活学部食物栄養学科及び 健康栄養学科非常勤講師 日本フードコーディネーター協会常任理事
取締役	菅 野 豊	公認会計士 税理士 菅野公認会計士事務所代表 双葉監査法人統括代表社員
常勤監査役	金 谷 浩 史	
監査役	小 田 嶋 清 治	税理士 小田嶋清治税理士事務所所長 株式会社バイキューブ社外監査役
監査役	青 戸 理 成	弁護士 鳥飼総合法律事務所パートナー 最高裁判所司法研修所民事弁護教官

- (注) 1. 取締役 赤堀博美氏、同 菅野豊氏は、社外取締役であります。監査役 金谷浩史氏、同 小田嶋清治氏、同 青戸理成氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、赤堀博美氏、菅野豊氏、小田嶋清治氏、青戸理成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役 金谷浩史氏は、金融機関における長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 小田嶋清治氏は、長年の財務省及び国税局における勤務経験並びに税理士としての豊富な経験を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 青戸理成氏は、弁護士としての豊富な経験を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 株式会社エバラCJフレッシュフーズは当社の持分法適用会社であります。

6. 荏原食品（上海）有限公司、荏原食品香港有限公司、台灣荏原食品股份有限公司、EBARA SINGAPORE PTE. LTD. は当社の重要な子会社であります。
7. 代表取締役社長 森村剛士氏、取締役副社長 高井孝佳氏、取締役 半田正之氏、同 半沢尚人氏の2021年4月1日現在の「会社における地位」及び「担当及び重要な兼職の状況」は以下のとおりです。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 村 剛 士	
代表取締役副社長	高 井 孝 佳	社長補佐及び特命担当 株式会社エバラCJフレッシュフーズ専務取締役
取締役	半 田 正 之	コミュニケーション部門、品質保証部及びお客様相談室 担当 兼 コミュニケーション本部長
取締役	半 沢 尚 人	クリエイティブ部門及び製造部門担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 赤堀博美氏、同 菅野豊氏及び社外監査役 金谷浩史氏、同 小田嶋清治氏、同 青戸理成氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社のすべての子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されます。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益若しくは便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為、又は法令（制定法及び慣習法を含みます。）、規則若しくは取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求については、填補の対象としておりません。

④ 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位及び担当・重要な兼職の状況
宮 崎 遵	2021年3月31日	辞任	代表取締役会長

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

取締役及び監査役の報酬水準については、事業内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準を参考に、求められる役割及び責任を勘案したうえで設定しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、役位に応じて決定される基本報酬、年度の業績目標の達成に対する責任と意識を高めることを目的とした業績連動報酬、及び中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬で構成されております。社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。

金銭報酬である基本報酬と業績連動報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で毎月支給されます。また、株式報酬である業績連動型株式報酬については、2017年6月23日開催の第59期定時株主総会により、上記報酬限度額とは別枠で、取締役会で定める株式交付規程に基づき、原則として在任期間中の所定の時期に各取締役に対して当社株式が交付される業績連動型の株式報酬制度としております。

業績連動報酬及び業績連動型株式報酬は、報酬額全体に占める割合の目安を25%程度とし、役位別の基準値に業績連動支給率を乗じて算出し、業績連動報酬については翌年度の支給額に反映させ、業績連動型株式報酬については、取締役会で定める株式交付規程に基づき交付株式数に反映させます。業績連動支給率は、本業の利益を示す連結営業利益の目標値に対する達成率に応じて設定され、0%～200%の範囲で変動させます。

当社は、取締役会の諮問機関として、取締役及び監査役の指名並びに取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しております。各取締役の報酬は、取締役会の決議により、同委員会における取締役の報酬制度及び報酬水準並びに個人別の報酬額の審議、答申内容を踏まえることを前提に、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の額の決定について代表取締役社長に委任しております。なお、業績連動型株式報酬は、取締役会で定める株式交付規程に基づき交付株式数を決定します。

監査役の報酬は、基本報酬のみとしております。各監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	業績連動型株式報酬	
		金銭報酬		非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	209 (14)	142 (14)	31 (-)	35 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	26 (26)	26 (26)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	236 (40)	169 (40)	31 (-)	35 (-)	10 (5)

- (注) 1. 上表には、2021年3月31日をもって辞任した取締役1名の在任中の報酬等が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、現在当社において使用人兼務取締役はおりません。
3. 業績連動報酬及び業績連動型株式報酬に係る業績指標は、連結営業利益の目標値に対する達成率であり、その実績は、114%（業績連動報酬4～6月分）、101%（業績連動報酬7月～3月分）、213%（業績連動型株式報酬分）であります。当該業績指標を選択した理由は、当社の公表している中期経営計画で設定する主要業績指標の一つで、当社の企業価値向上について責任を持つ取締役の報酬決定の指標として相応しいものとの考えからであります。
- 業績連動報酬及び業績連動型株式報酬の算定方法は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」（以下「前記イ」といいます。）のとおりであります。
4. 非金銭報酬の内容は業績連動型株式報酬であり、その概要は前記イのとおりであります。また、当事業年度における交付状況は28ページの「⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2001年1月12日開催の臨時株主総会において年額330百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。
- また、上記報酬限度額とは別枠で、2017年6月23日開催の第59期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入を決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、6名です。なお、業績連動型株式報酬制度の概要は、前記イのとおりであります。
6. 監査役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第57期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長 森村剛士氏に対し各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について審議・答申しております。

⑥ 社外役員に関する事項

取締役

イ. 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	赤堀博美	赤堀料理学園 日本女子大学家政学部食物学科 十文字学園女子大学人間生活学部 食物栄養学科及び健康栄養学科 日本フードコーディネーター協会	校長 非常勤講師 非常勤講師 常任理事
取締役	菅野豊	菅野公認会計士事務所 双葉監査法人	代表 統括代表社員

- (注) 1. 当社と赤堀料理学園、日本女子大学、十文字学園女子大学及び日本フードコーディネーター協会との間に重要な取引関係はありません。
2. 当社と菅野公認会計士事務所及び双葉監査法人との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	赤堀博美	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。社外取締役として、学校経営に基づく豊富な経験及び「食」に関する広範な知見と生活者の視点に基づき、適宜発言を行っております。この他、指名・報酬諮問委員会や独立役員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、社外の立場からの客観的な助言や意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
取締役	菅野豊	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。財務及び会計に関する高い見識に基づき、適宜発言を行っております。この他、経営会議や指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、社外の立場からの客観的な助言や意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

- (注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

ハ. 子会社の役員を兼任している場合の当該子会社からの役員報酬等の総額 該当事項はありません。

監査役

イ. 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
監査役	小田嶋 清 治	小田嶋清治税理士事務所 株式会社ブイキューブ	所長 社外監査役
監査役	青 戸 理 成	鳥飼総合法律事務所 最高裁判所司法研修所	パートナー 民事弁護教官

- (注) 1. 当社と小田嶋清治税理士事務所及び株式会社ブイキューブとの間に重要な取引関係はありません。
 2. 当社は、鳥飼総合法律事務所の代表弁護士である鳥飼重和弁護士と顧問契約を締結しております。
 3. 当社と最高裁判所司法研修所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	活動状況
常勤監査役	金 谷 浩 史	当事業年度に開催された取締役会16回、また監査役会14回全てに出席いたしました。必要に応じ、常勤監査役として金融機関における長年の業務経験による高い見識に基づき、客観的かつ公正な視点から発言を行うなど、監査機能を十分に発揮いたしました。
監査役	小田嶋 清 治	当事業年度に開催された取締役会16回、また監査役会14回全てに出席いたしました。必要に応じ、財務省及び国税局における勤務経験並びに税理士としての税務に関する高い見識に基づき、客観的かつ公正な視点から発言を行うなど、監査機能を十分に発揮いたしました。
監査役	青 戸 理 成	当事業年度に開催された取締役会16回、また監査役会14回全てに出席いたしました。必要に応じ弁護士としての豊富な経験及び企業法務に関する高い見識に基づき、客観的かつ公正な視点から発言を行うなど、監査機能を十分に発揮いたしました。

- (注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第29条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

ハ. 子会社の役員を兼任している場合の当該子会社からの役員報酬等の総額 該当事項はありません。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（6）業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び当該体制の運用状況

当社の「業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針」（内部統制基本方針）の内容は以下のとおりです。

① 基本方針

エバラ食品グループ経営理念・行動指針

【経営理念】

「こころ、はずむ、おいしさ。」の提供

わたしたちは、お客様への情熱とチャレンジ精神を力に、「人を惹きつける、新しいおいしさ」と「期待で胸が膨らむ、ワクワクするおいしさ」を通じて、人と人との絆づくりの機会を広げていきます。

【行動指針】

わたしたちは、「こころ、はずむ、おいしさ。」をお届けするために、以下の精神で行動していきます。

顧客満足を最優先：

わたしたちは、お客様へのお役立ちを大切に、価値ある商品、心の通ったサービスを通じてお客様の信頼、満足を最優先に行動します。

さらなる企業成長を目指す：

わたしたちは、お客様にとって必要な企業であり続けるために、革新的な商品、サービスをタイムリーに届け続け、お客様とともに成長していきます。

冒険、反論、失敗の自由：

わたしたちは、自由な議論を通じた創造を重んじ、失敗を恐れず、常にチャレンジを続け、他に先駆けた面白さ、オリジナリティを大切にします。

環境への取り組み：

わたしたちは、低負荷型社会、循環型社会の実現に貢献すべく、省エネルギー・省資源、リサイクルを推進し、環境対策に取り組みます。

信頼される企業行動：

わたしたちは、わたしたち自身の透明性を高め、安全・安心と品質の追求、適切なコンプライアンス体制の確立などを通して、社会に信頼され、貢献できる企業となることを目指します。

【エバラ食品グループは、これまでも、これからも「創業の思い」を大事にしていきます】

「おいしいものを、さらにおいしく。」

当社は、上記の経営理念及び行動指針のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、コンプライアンス活動、リスクマネジメント及び内部監査を徹底し、内部統制システムの目的である「財務報告の信頼性」「業務の有効性と効率性」「事業経営に関わる法令の遵守」「資産の保全」に関する事項につき、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会で審議を行い、内部統制システム全般の定期的な有効性の検証・改善を図る。以下、内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。

② 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社等（以下「当社グループ」という）は、経営理念を実現するため、取締役及び従業員が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、以下の事項を定める。

- イ. 当社は取締役会を設置し、取締役による意思決定の充実、迅速性を図り、業務執行を監督する。また、監査役会設置会社として、監査役会の監査機能を充実させるほか、内部監査を実施する組織として監査室を設置する。
- ロ. 取締役及び従業員が高い倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「コンプライアンス規程」及び「エバラ食品グループ役員・社員行動規範」を定める。
- ハ. 前項の行動規範に関する全社の方針、コンプライアンス体制の実効性を確保するため、管理部門担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- ニ. コンプライアンスオフィサーは自部門のコンプライアンス活動の責任者として、勉強会の実施をはじめ、コンプライアンス活動の推進に努める。
- ホ. 当社グループの取締役及び従業員並びに当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報に関する「内部通報制度運用要領」を定めるとともに、「エバラ食品グループ通報・相談窓口」を設置する。通報により是正、改善の必要があるときには、すみやかに適切な処置をとる。
- ヘ. 監査室は、業務活動が会社の方針、計画、命令、指示、諸規程にしたがって正しく行われているかを監査する。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理体制

当社グループは、重要情報を「企業秘密管理規程」「文書管理規程・細則」「情報セキュリティポリシー」「プライバシーポリシー」及び「個人情報管理要領」に則り、以下のとお

り適正適切に保存及び管理する。

- イ. 取締役の職務の執行に係る重要情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに適正適切に保存及び管理をする。
- ロ. 取締役の職務の執行に係る重要情報は、取締役又は監査役等からの要請があった場合に備え、迅速に閲覧可能な状態を維持する。
- ハ. お客様、取引先様、従業員の個人情報、適切な方法で取得し、目的以外に使用することがないように、適法適切な管理体制のもと管理する。

④ リスク管理に関する体制

当社グループは、「経営危機管理規程」に基づき全社的な事業活動に伴うリスク及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適切に整備し、適宜その体制を点検することによって管理の有効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- イ. 事業リスクに適切に対応するため、当社グループをとりまくリスクを認識評価し、主要リスクごとに管理担当組織を定め、当該リスクの統制方法や事象発生時の対応手順を策定する。
- ロ. 当社代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、重大な事業の障害・瑕疵、重大なコンプライアンス違反、重大な信用失墜、災害等のリスク発生時に迅速かつ実効性のある対応を行う。
- ハ. 外部への情報発信に伴うリスク管理として「ソーシャルメディアの個人的利用に関するガイドライン」を制定し、情報管理の強化を図る。
- ニ. リスク管理体制の継続的な改善活動を行うとともに、教育研修等を当社グループの役職員に対して階層別を実施し、危機発生時行動の定着を図る。
- ホ. 内部監査では、リスク管理体制の運用状況をモニタリングし、是正、改善の必要があるときには、随時見直しを提案する。

⑤ 取締役の職務の執行の効率化を図る体制

当社は、意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行と、その実効性を向上させるため、取締役の職務の執行につき、以下の事項を定める。

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「取締役会規程」を設け、取締役会は重要な経営上の案件の審議と決議を行い、また業務執行の監督及び承認を行う。取締役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、取締役の責務と職務権限は「役員サービス管理規程」「組織規程」に定められ、効率的にこれを

行使する。

- . 経営会議は、取締役の決定に従った業務の推進にあたり、重要事項の審議と決議を行う。
なお、経営会議は原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ハ. 当社は、業務執行体制を強化し効率的な業務執行に努めるため、執行役員制度を採用する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、適正な会計処理を確保し、財務報告に係る内部統制を整備・運用するため以下の事項について定める。

- イ. 「財務報告に係る内部統制の整備及び運用細則」を定める。
- . 当社代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会は、基本計画及び方針の決定、内部統制の整備・運用状況の把握、把握された不備についての是正を実施し、決算期末日時点での内部統制の有効性の評価を行う。

⑦ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ全体を対象にした法令遵守体制の構築及び各グループ会社への適切な経営管理のため、以下の事項を定める。

- イ. 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「エバラ食品グループ経営理念・行動指針」を定める。
- . 法令遵守体制の実効性を確保するため、主管部署を定め、グループ会社に対してコンプライアンスに関する研修及び勉強会、「エバラ食品グループ通報・相談窓口」の周知等、必要な諸活動を推進し、管理を行う。
- ハ. グループガバナンスは、「エバラ食品グループ管理規程」に基づき、定期的に各社の経営・財務内容等の報告を受け、重要情報について共有する。
- ニ. 当社は、中期経営計画「Unique 2023」を具現化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定める。
- ホ. グループ全体のガバナンス体制、コンプライアンス活動の推進状況について当社監査室による内部監査を実施する。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制に関して、以下の事項を定める。

- イ. 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- ロ. 当社グループの企業倫理への取り組みは、「コンプライアンス規程」「エバラ食品グループ役員・社員行動規範」を定め積極的に実践しており、さらに「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し反社会的勢力との関係を遮断することを定める。

⑨ 監査役がその職務を補助すべきスタッフを置くことに関する事項

監査役がその職務を補助すべきスタッフを置くことに関して以下の事項を定める。

- イ. 監査役は、監査室の従業員に対し、監査役の監査業務の補助すべきスタッフとして機能するよう指揮命令できる。

⑩ 前項のスタッフの取締役からの独立性と監査役の指示の実効性を確保するための体制

前項のスタッフの取締役からの独立性と監査役の指示の実効性に関して以下の事項を定める。

- イ. 監査役職務の補助者として機能すべきスタッフの任命・異動・評価・懲戒については監査役会の同意を得なければならない。
- ロ. 職務の遂行上必要な場合、監査役が当該スタッフを取締役から独立させて業務を行うよう指示できる体制をとるものとする。

⑪ 監査役への報告に関する体制

当社グループの役職員が監査役に報告をするための体制に関して以下の事項を定める。

- イ. 監査役は職務の執行上必要と判断する会議に出席する。
- ロ. 当社グループの役職員は、監査役会が必要と定める事項を監査役に報告する。報告事項には次の事項を含む。
 - a. 法令で定められた事項
 - b. 経営、財務の状況に関する事項
 - c. 重要な決裁に関する事項
 - d. リスク、コンプライアンス、内部統制に関する事項
 - e. コンプライアンス規程に基づく内部通報制度に関する事項

- ハ. 「内部通報制度運用要領」に基づき、上記の事項を報告するにあたり、報告者に対し、不利益な取扱いを行わないものとする。

⑫ 監査役監査の実効性を確保するための体制

- 監査役監査の実効性を確保するための体制として以下の事項を定める。
- イ. 代表取締役社長は、監査の実効性を高めるため、監査の実効性に関する事項を監査役会と定期的に協議し、監査役監査の充実を図る。
 - ロ. 監査役は監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で弁護士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを活用することができる。
 - ハ. 上記監査役の監査が実効的に行われるため、職務の遂行上必要と認める費用について、会社に償還を請求することができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について)

以上の方針に基づき当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社グループにおける内部統制システム全般の推進・検証活動は、当社代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会が担っており、同委員会においては、当連結会計年度は4回開催し、内部統制システムの運用状況のモニタリング、財務報告に係る内部統制の有効性評価等を実施しました。また内部統制基本方針（2021年1月18日改定）は、内外の情勢の変化に合わせて取締役会にて適時見直しの検討が行われております。

② コンプライアンスに関する取り組み

「エバラ食品グループ経営理念・行動指針」の浸透とコンプライアンス意識の向上のため、年2回のコンプライアンス委員会の開催のほか、コンプライアンスカードの配布やエバラ食品グループ「コンプライアンス役員研修」「コンプライアンス オフィサー研修」、各拠点単位の「コンプライアンス勉強会」を継続的に実施しております。また毎年コンプライアンス委員会事務局による海外子会社への「コンプライアンス勉強会」支援等においては、当連結会計年度はコロナ禍の影響でリモートでのサポートとなりましたが、エバラ食品グループとしてのコンプライアンス活動の浸透に努めております。

③ リスク管理体制の整備・運用状況

当社グループを包括した「経営危機管理規程」により経営危機発生時にグループ全体の損害を最小限度にとどめるよう迅速に対応できる体制を整備するとともに、管理本部、経営企画本部を中心に、平時のリスク管理体制の高度化を図るため、リスクマネジメントのプランニング、リスクの抽出、リスクの評価、リスクコントロールのPDCAを回し、危機発生のもたら防止に取り組んでおります。また全社レベルで安全・安心に対する取り組みをさらに強化するため、本社関連部門及び研究部門と自社3工場を合わせて、国際的な食品安全規格であるFSSC22000の統合認証を取得しております。

④ グループ管理体制

当社の経営会議においてグループ会社の代表者より必要に応じて経営状況の報告を受けるとともに、エバラ食品グループの連携を密にするため年4回、海外グループ会社を含めたグループ経営検討会を開催して相互に現況が把握できる体制となっております。また、内部統制委員会やコンプライアンス委員会にはグループ会社の代表取締役や担当取締役がそれぞれ出席して、内部統制システムやコンプライアンス活動に関する情報を共有しております。国内外のグループ各社の内部監査は当社監査室により定期的実施しております。

⑤ 取締役の職務執行

「エバラ食品グループ役員・社員行動規範」「役員服務管理規程」を制定し、取締役が法令や定款に則って行動するよう規定しております。当連結会計年度におきましては、取締役会を16回開催し、重要事項につき審議決定したほか、定期的に取り締役員が各担当部門の業務執行につき報告を行いました。社外取締役については、2名選任して、活発に意見を発信できる環境を設けることで取締役会の監督機能を強化しております。

⑥ 監査役の監査体制

当社の監査役は、取締役会、経営会議、内部統制委員会、品質管理委員会、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席するとともに各事業拠点、国内外のグループ会社へ監査を実施しております。また当連結会計年度は、監査役会を14回開催したほか、当社代表取締役社長との意見交換会や会計監査人、監査室との三様監査会議をそれぞれ実施し、情報交換を密にしながら監査の実効性の向上を図っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等に関する基本方針として、将来の事業展開と経営体質の強化のために、必要な内部留保を確保しつつ、連結純資産配当率（DOE）及び業績の状況を勘案し、できる限り安定的な配当を継続することにより、株主の皆様のご期待に沿ってまいりたいと考えております。また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針であります。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される様々な経営環境の変化に対応し、さらなる発展と飛躍を目的として、事業分野の拡大や研究及び開発体制の強化、生産設備の拡充等に、柔軟かつ効果的に投資してまいりたいと考えております。

自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施等を目的として、適宜検討してまいります。

当期（2020年度）の配当につきましては、上記の基本方針のもと、期末配当金を1株当たり24円とし、既に実施した中間配当金18円と合わせ、前期に比べ6円増配の1株当たり年間42円といたしました。また、次期（2021年度）の配当につきましては、連結業績見通し等を勘案し、1株当たり年間38円（うち中間配当金19円）を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	27,002	流動負債	9,030
現金及び預金	16,292	支払手形及び買掛金	4,589
受取手形及び売掛金	7,639	未払金	2,164
商品及び製品	1,573	未払法人税等	940
原材料及び貯蔵品	746	賞与引当金	510
その他	755	役員株式給付引当金	35
貸倒引当金	△4	販売促進引当金	482
		事業整理損失引当金	19
固定資産	13,316	その他	288
有形固定資産	8,550	固定負債	4,226
建物及び構築物	3,087	退職給付に係る負債	3,817
機械装置及び運搬具	2,300	資産除去債務	223
工具器具及び備品	217	その他	185
土地	2,944	負債合計	13,257
無形固定資産	326	純資産の部	
ソフトウェア	317	株主資本	26,675
その他	9	資本金	1,387
投資その他の資産	4,439	資本剰余金	1,657
投資有価証券	2,068	利益剰余金	24,652
長期貸付金	221	自己株式	△1,022
繰延税金資産	1,509	その他の包括利益累計額	387
その他	659	その他有価証券評価差額金	413
貸倒引当金	△20	為替換算調整勘定	146
		退職給付に係る調整累計額	△173
資産合計	40,319	純資産合計	27,062
		負債及び純資産合計	40,319

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		51,334
売上原価		26,964
売上総利益		24,369
販売費及び一般管理費		20,741
営業利益		3,627
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	31	
売電収入	44	
持分法による投資利益	20	
助成金収入	16	
その他	20	143
営業外費用		
支払利息	1	
売電費用	21	
為替差損	8	
その他	0	32
経常利益		3,738
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	12	
投資有価証券売却損	7	
投資有価証券評価損	12	
減損損失	76	
事業整理損失引当金繰入額	19	
その他	2	131
税金等調整前当期純利益		3,608
法人税、住民税及び事業税	1,208	
法人税等調整額	△105	1,102
当期純利益		2,506
親会社株主に帰属する当期純利益		2,506

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日 残高	1,387	1,655	22,513	△247	25,308
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△367		△367
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,506		2,506
自己株式の取得				△838	△838
自己株式の処分		2		63	66
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	2	2,139	△774	1,366
2021年3月31日 残高	1,387	1,657	24,652	△1,022	26,675

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2020年4月1日 残高	255	127	△215	167	25,475
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△367
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,506
自己株式の取得					△838
自己株式の処分					66
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	157	18	42	219	219
連結会計年度中の変動額合計	157	18	42	219	1,586
2021年3月31日 残高	413	146	△173	387	27,062

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	22,557	流動負債	8,063
現金及び預金	13,048	買掛金	3,544
受取手形	5	未払金	2,549
売掛金	6,675	未払費用	119
商品及び製品	1,483	未払法人税等	898
原材料及び貯蔵品	731	預り金	43
前払費用	186	賞与引当金	377
未収入金	417	役員株式給付引当金	35
その他	12	販売促進引当金	482
貸倒引当金	△3	その他	12
固定資産	12,670	固定負債	3,720
有形固定資産	7,598	退職給付引当金	3,341
建物	2,327	資産除去債務	193
構築物	204	その他	185
機械装置	2,226		
車両運搬具	11	負債合計	11,783
工具器具備品	142		
土地	2,686	純資産の部	
無形固定資産	229	株主資本	23,031
ソフトウェア	221	資本金	1,387
その他	7	資本剰余金	1,657
投資その他の資産	4,842	資本準備金	1,655
投資有価証券	2,060	その他資本剰余金	2
関係会社株式及び出資金	761	利益剰余金	21,009
従業員長期貸付金	4	利益準備金	21
関係会社長期貸付金	471	その他利益剰余金	20,987
長期前払費用	12	特別償却準備金	9
敷金及び保証金	338	別途積立金	13,769
繰延税金資産	1,275	繰越利益剰余金	7,208
その他	89	自己株式	△1,022
貸倒引当金	△170	評価・換算差額等	413
資産合計	35,228	その他有価証券評価差額金	413
		純資産合計	23,445
		負債及び純資産合計	35,228

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		42,887
売上原価		19,348
売上総利益		23,539
販売費及び一般管理費		20,243
営業利益		3,296
営業外収益		
受取利息	3	
有価証券利息	6	
受取配当金	91	
売電収入	44	
その他	18	164
営業外費用		
支払利息	2	
売電費用	21	
為替差損	14	
その他	0	39
経常利益		3,421
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	5	
投資有価証券売却損	7	
投資有価証券評価損	12	
その他	2	28
税引前当期純利益		3,393
法人税、住民税及び事業税	1,105	
法人税等調整額	△101	1,004
当期純利益		2,388

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2020年4月1日 残高	1,387	1,655	—	1,655	21	30	13,769	5,165	18,987
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△367	△367
特別償却準備金の取崩						△21		21	—
当期純利益								2,388	2,388
自己株式の取得									
自己株式の処分			2	2					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	2	2	—	△21	—	2,043	2,021
2021年3月31日 残高	1,387	1,655	2	1,657	21	9	13,769	7,208	21,009

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日 残高	△247	21,782	255	255	22,038
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△367			△367
特別償却準備金の取崩		—			—
当期純利益		2,388			2,388
自己株式の取得	△838	△838			△838
自己株式の処分	63	66			66
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			157	157	157
事業年度中の変動額合計	△774	1,249	157	157	1,406
2021年3月31日 残高	△1,022	23,031	413	413	23,445

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

エバラ食品工業株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 山 本 公 太 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 河 合 秀 敏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エバラ食品工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エバラ食品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

エバラ食品工業株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 山 本 公 太 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 河 合 秀 敏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エバラ食品工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との定例会及び各取締役との意見交換会並びに各部門長等との面談を通して、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、各子会社の監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、その取締役及び使用人から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

エバラ食品工業株式会社 監査役会

常勤社外監査役 金 谷 浩 史 ㊟

社 外 監 査 役 小 田 嶋 清 治 ㊟

社 外 監 査 役 青 戸 理 成 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

横浜ロイヤルパークホテル 宴会棟3階 鳳翔の間

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号3 電話:(045) 221-1111 (代表)

交通のご案内

A 「桜木町駅」(JR 京浜東北線/根岸線・横浜市営地下鉄)…………… 徒歩約8分

B 「みなとみらい駅」(みなとみらい線)…………… 徒歩約5分

※新横浜駅からJR線・横浜市営地下鉄で桜木町駅まで約15分

※横浜駅から車で約5分

◆ランドマークプラザの1階が、横浜ロイヤルパークホテル宴会棟の入口となります◆

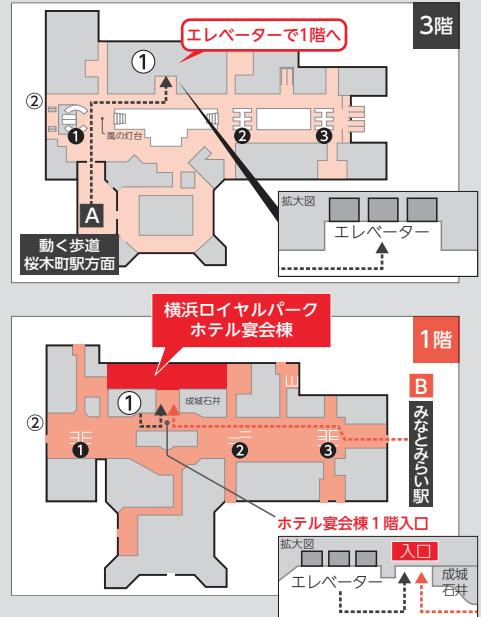
ランドマークプラザの3階とホテル宴会棟の3階は直接連絡しておりません。

おそれいりますが、ホテル宴会棟の入口へは、エレベーター、エスカレーター又は階段で1階までお越しください。

アクセスマップ



フロアマップ



お願い:当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮願います。

※ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の対応につきましては、本招集ご通知3ページをご覧ください。



法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第63期（2020年4月1日～2021年3月31日）

エバラ食品工業株式会社

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

(URL <https://www.ebarafoods.com>)

連結注記表

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 6社
- ② 連結子会社の名称 株式会社横浜エージェンシー&コミュニケーションズ
株式会社エバラ物流
荏原食品（上海）有限公司
荏原食品香港有限公司
台湾荏原食品股份有限公司
EBARA SINGAPORE PTE. LTD.
- ③ 非連結子会社の名称 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社数 1社
会社名 株式会社エバラCJフレッシュフーズ
- ② 持分法を適用していない関連会社CareFood Industries Sdn Bhdは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち下記の会社が親会社と決算日が異なりますが、連結計算書類の作成にあたっては決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（決算日）12月31日 荏原食品（上海）有限公司

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券
- ・その他有価証券

償却原価法（定額法）を採用しております。

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額に基づき評価しております。

ロ. たな卸資産

月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を主に採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び連結子会社の一部は、定率法を採用しております。ただし、当社及び連結子会社の一部は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

また、在外子会社については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具器具及び備品	2～20年

ロ. 無形固定資産

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社の一部は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員株式給付引当金

当社取締役への当社株式の交付に備えて、給付見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ニ. 販売促進引当金

当社は、決算日以前の小売段階での特売条件販売に関連して、決算日以降に支払の見込まれる販売促進費に備えるため、過去の実績に基づいた見積額を販売促進引当金に計上しております。

ホ. 事業整理損失引当金

連結子会社は、事業の整理に伴う損失に備えて、当該損失見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、発生時から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は発生連結会計年度の期間費用としております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

① 担保に供している資産	定期預金	144百万円
② 担保付債務	買掛金	91百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		20,115百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失（百万円）
中華人民共和国上海市	事業用資産	建物及び構築物	49
		機械装置及び運搬具	26
		工具器具及び備品	0
合 計			76

当社グループは、原則として、事業所単位で資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別資産単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、荏原食品（上海）有限公司の事業構造改革に伴う生産体制の見直しを意思決定したことから、当事業に係る固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値を将来キャッシュ・フローに基づく金額により評価しております。

(2) 事業整理損失引当金繰入額

荏原食品（上海）有限公司の事業構造改革に伴う生産体制の見直しを意思決定したことから、当事業に係る経済補償金15百万円及びその他3百万円を計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,468,710	—	—	10,468,710
合計	10,468,710	—	—	10,468,710
自己株式				
普通株式	114,151	374,041	29,150	459,042
合計	114,151	374,041	29,150	459,042

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式31,942株を含めております。
2. 自己株式の増加の内訳は、取締役会決議による自己株式の取得による増加352,000株、単元未満株式の買取りによる増加41株、「役員向け株式交付信託」による増加22,000株であります。
3. 自己株式の減少の内訳は、「役員向け株式交付信託」による減少29,150株であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月25日 取締役会(注)1	普通株式	186	18	2020年3月31日	2020年6月8日
2020年10月30日 取締役会(注)2	普通株式	180	18	2020年9月30日	2020年12月7日

- (注) 1. 2020年5月25日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））が保有する当社株式に対する配当金307,656円を含めております。
2. 2020年10月30日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式に対する配当金178,956円を含めております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年 5月24日 取締役会	普通株式	240	利益剰余金	24	2021年3月31日	2021年6月7日

(注) 2021年5月24日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))が保有する当社株式に対する配当金766,608円を含めております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については安全性の高い金融商品に限定して運用し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、それぞれ市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクと投資先企業の事業リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社の与信管理規程及び売掛金管理細則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金運用細則に従い、格付けの高い債券等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的の時価や発行体の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。投資事業有限責任組合への出資については、定期的に決算書を入手し、組合の財政状況や運用状況を把握すること等でリスクを管理しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次データに基づき資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を連結売上高の1ヶ月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2.参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	16,292	16,292	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,639	7,639	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	310	314	4
その他有価証券	1,630	1,630	—
資産計	25,873	25,877	4
(1) 支払手形及び買掛金	4,589	4,589	—
(2) 未払金	2,164	2,164	—
(3) 未払法人税等	940	940	—
負債計	7,694	7,694	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額104百万円）と、投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額23百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産の状況に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,703.62円

1株当たり当期純利益 247.40円

- (注) 株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当連結会計年度において、「役員向け株式交付信託」の期末株式数は31,942株、期中平均株式数は19,637株であります。

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、タイにおける新会社（孫会社）を設立することを決議いたしました。

① 設立の目的

当社は、成長が見込まれる東南アジア地域において、エバラブランドの浸透と事業拡大を推進するとともに、将来的な東南アジア地域全体の経営戦略の拠点としてシンガポールに子会社を設けておりましたが、このたび、生産機能の拡充を含む東南アジア地域におけるさらなる事業展開を見据え、同社を通じてタイに新会社（孫会社）を設立することといたしました。

② 新会社の概要

名 称	EBARA FOODS(THAILAND) CO., LTD.
所 在 地	タイ王国 バンコク市内
代 表 者	佐藤 紀和
設 立 年 月	2021年6月（予定）
事 業 内 容	食品製造販売及び貿易事業
資 本 金	130,000,000 タイバーツ
出 資 比 率	EBARA SINGAPORE PTE. LTD. 100%

③ 今後の業績に与える影響

2022年3月期連結業績に与える影響は軽微となる見込みであります。

9. その他の注記

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、2017年6月23日開催の第59期定時株主総会の承認に基づき、取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対し、業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

イ. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託を通じて当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎年の当社が定める所定の日です。

ロ. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は72百万円、31,942株であります。

個別注記表

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額に基づき評価しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料

月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物及び構築物	3～50年
・機械装置及び車両運搬具	2～17年
・工具器具備品	2～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

取締役への当社株式の交付に備えて、給付見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 販売促進引当金

決算日以前の小売段階での特売条件販売に関連して、決算日以降に支払が見込まれる販売促進費に備えるため、過去の実績に基づいた見積額を販売促進引当金に計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は発生事業年度の期間費用としております。

② 退職給付に係る会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

17,277百万円

(2) 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。

関係会社に対する短期金銭債権

98百万円

関係会社に対する長期金銭債権

471百万円

関係会社に対する短期金銭債務

538百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社に対するものが次のとおり含まれております。

売上高	330百万円
売上原価	401百万円
販売費及び一般管理費	5,774百万円
営業取引以外の取引高	69百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
普 通 株 式	114,151	374,041	29,150	459,042
合 計	114,151	374,041	29,150	459,042

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))が保有する当社株式31,942株を含めております。
2. 自己株式の増加の内訳は、取締役会決議による自己株式の取得による増加352,000株、単元未満株式の買取りによる増加41株、「役員向け株式交付信託」による増加22,000株であります。
3. 自己株式の減少の内訳は、「役員向け株式交付信託」による減少29,150株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	52百万円
貸倒引当金	52百万円
賞与引当金	115百万円
販売促進引当金	147百万円
退職給付引当金	1,022百万円
土地評価損	373百万円
ゴルフ会員権評価損	23百万円
投資有価証券評価損	15百万円
関係会社株式評価損	257百万円
その他	126百万円
小計	2,186百万円
評価性引当額	△718百万円
繰延税金資産合計	1,468百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△176百万円
特別償却準備金	△4百万円
その他	△13百万円
繰延税金負債合計	△193百万円
繰延税金資産の純額	1,275百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,342.25円
1株当たり当期純利益	235.77円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、当事業年度において、「役員向け株式交付信託」の期末株式数は31,942株、期中平均株式数は19,637株であります。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、2017年6月23日開催の第59期定時株主総会の承認に基づき、取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対し、業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

イ. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託を通じて当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の取得を行い、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎年の当社が定める所定の日です。

ロ. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は72百万円、31,942株であります。